

鳥取市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第40号

鳥取市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

鳥取市公設地方卸売市場条例（昭和57年鳥取市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 削除」を「第3節 関連事業者（第15条—第19条）」に改める。

第13条第5号中「暴力団関係者」を「暴力団員又は暴力団関係者」に改め、同条に次のように加える。

(6) 法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第1号及び前3号の規定のいずれかに該当する者がいるとき。

第14条第1項中「若しくは第5号」を「、第5号若しくは第6号」に改める。

第2章第3節を次のように改める。

第3節 関連事業者

（関連事業者の許可）

第15条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営む

ことを許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

(関連事業者の許可基準)

第16条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 第18条又は第55条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) その他業務を適正に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しない者と認めるとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者であるとき。
- (6) 法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号の規定のいずれかに該当する者がいるとき。

(関連事業者の保証金)

第17条 第15条第1項の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、許可を受けた日から起算して30日以内に誓約書を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者が預託すべき保証金の額は、60万円以内で規則で定める。

3 第7条第2項及び第4項から第8項までの規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、「卸売業者」とあるのは「関連事業者」と読み替えるものとする。

(関連事業者の許可の取消し)

第18条 市長は、第55条第1項に定める場合のほか、関連事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第15条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第16条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。
- (2) 正当な理由がなく、第15条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。
- (3) 正当な理由がなく、第15条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。
- (4) 正当な理由がなく、引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(関連事業者に対する指示等)

第19条 市長は、関連事業者の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対してその業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

2 関連事業者は、その業務又は財産に関し、規則で定めるところにより市長に報告し、又は資料を提出しなければならない。

第36条第3項及び第44条第1項中「卸売業者」を「卸売業者及び関連事業者」に改める。

第50条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第50条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により、市場施設を使用できないとき。
- (2) その他市長が公益上特に必要と認めるとき。

第54条第1項中「卸売業者に対し」を「卸売業者又は関連事業者に対し」に、「卸売業者の事務所」を「卸売業者若しくは関連事業者の事務所」に改める。

第55条第1項中「又は買受人」を「、買受人又は関連事業者」に改め、「第2号」の次に「、関連事業者にあつては第3号」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 第15条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

第55条第3項中「又は買受人」を「、買受人又は関連事業者」に改める。

第57条中「卸売業者」の次に「又は関連事業者」を加える。

第58条第1項中「業務を行う場合」の次に「及び関連事業者が第15条第1項の許可を受けた業務を行う場合」を加える。

別表卸売業者売場使用料の項の次に次のように加える。

関連事業者売場使用料	1 m <sup>2</sup> 当たり月額 500円
------------	-----------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関連事業者の許可の特例)

2 この条例の施行の際現に鳥取市公設地方卸売市場の建物内で、この条例による改正後の鳥取市公設地方卸売市場条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する業務を営む者については、同条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の規定により許可を受けた関連事業者とみなす。

3 前項の規定により関連事業者とみなされる者については、新条例第17条の規定は、適用しない。